

## 一般社団法人山形県薬剤師会会費規程

平成 23 年 5 月 29 日制定

平成 24 年 5 月 27 日一部改正

平成 26 年 6 月 1 日一部改正

平成 29 年 6 月 4 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第 8 条第 4 項の規定に基づき、正会員及び賛助会員の会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費等の種別及び額)

第 2 条 会費等の種別及び額は、別表のとおりとする。

2 会費は、年度を単位とする。ただし、10 月 1 日以降に入会した者の最初の会費の額は、当該年度の会費の額の 2 分の 1 の額とする。

(会費の納付)

第 3 条 会費は、会長の指定する期日までに、本会に納付しなければならない。

2 天災地変等特別の理由があるときは、理事会の決議により、会費の一部又は全部を免除することができる。

3 会費の納付方法については、会長が別に定める。

(督促)

第 4 条 前条第 1 項の納付期日を過ぎても会費が納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

(委任)

第 5 条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議をもって処理する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則（平成 23 年 5 月 29 日制定）

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に社団法人山形県薬剤師会会費規程（以下「旧規程」という。）に規定する正会員 D である者については、旧規程を適用する。

附 則（平成 24 年 5 月 27 日一部改正）

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとし、平成 25 年 3 月 31 日まで

の会費の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 6 月 1 日一部改正）  
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する

附 則（平成 29 年 6 月 4 日一部改正）  
この改正は、平成 29 年 6 月 4 日から施行する。

別表

会費等の種別		金額（円）
正会員入会金		10,000
会 費	正会員 A（保険薬局の管理薬剤師）	72,000
	正会員 B（保険薬局以外の業態の管理薬剤師）	33,000
	正会員 C（正会員 A 及び正会員 B 以外の薬剤師）	10,000
	賛助会員	40,000